

徳山～江戸早追飛脚等について

会員 島 美 雅

はじめに

徳山藩にとって、正徳八年（一七一六）四月一三日の藩改易の通報など緊急を要したものはないであろう。「江戸の変報は四月二十二日の夕方、児玉友右衛門によって徳山にもたらされ」（徳山市史）た。三代元次が召されて評定所に出頭したのは同日正午であつたから、使者児玉は、江戸・徳山間（二三七里三分 九三〇畝）を略九日で達したことになる。後述の「雇切日用飛脚・継飛脚」でさえ最短期限は一〇日切であつたから、早駕籠・早馬を乗り継いでの九日間はまさに超鉄人レースの連続であつたろう。今日迄その記録は破られていないのではなかろうか。尤も後述の例、浅野内匠頭の刃傷事件の例^{注四}を見ても、使者は複数で前後二便であるから、この超鉄人レースに参加したのは児玉一人ではなかつたであろう。

藩再興の享保四年（一七一九）から約三〇年後の宝暦年

間にまとめられたと思われる「御家老始御家頼中大小身共早追飛脚御勘渡銀御定」を主題として、併せて当時の一般通信事情を紹介したい。

記述の順序は参考事項を先にし、主題を最後に配してある。尚主な史料は「徳山市史」・「^{注五}徳山藩御藏本日記」及び「^{注六}常用袖鏡」である。

一、徳山～江戸道法及び日程

「他国道法定」及び「御供の節西国路・東国路御勘渡定」（袖鏡）によると第1表の通りである。

二、参勤道中日数

参勤道中日数は、前項の通り西国路一二日東国路一二日計二四日と定められていた。

実際の状況を「御藏本日記」みると

享保三年一月七日辰中刻（八時頃）発駕

同 三月二日着府 所要日数二四日

第1表 道法及び御供の節の日程

(イ) 德山～江戸	237里3分
但 山崎・伊勢路通	
(ロ) 德山～伏見	109里3分
但 山崎通	
(ハ) 德山 大阪	105里
～但 尼崎通	
(ニ) 大阪 伏見	9里半
(ホ) 伏見 江戸	128里
伊勢路通	
(ヘ) 伏見 江戸	129里23丁
但 美濃路通	
(ト) 大阪 江戸	137里半
備考	
(イ) = (ロ) + (ホ)	237里3分 合 931km
大阪経由の場合	
(ハ) + (ト)	242里半 合 952km
御供の節日程	西国路 (ロ) 12日
(路料日数)	東国路 (ホ) 12日
	計 24日

一五年迄実施された「上ヶ米の制」により参勤交替の在府期間は半年であった。

西國大名の参勤道中のスピードは、彼の弥次さん・喜多さんもびっくりする程のものであつたらしい。

弥次「なんでエありや。火事場へ急ぐみたいじやねえ

か、お大名ともあらうものが」

一九「参勤交替の経費節約のためじゃよ。大津から江戸まで、普通は一四、五日かかるが、参勤交替では泊まりや休憩時間を減らして、一日程度で歩いてしまおうというわけだ」

（雑誌「歴史街道」一九八六・一〇）
尚徳山藩の参勤隨行の定員は一五〇名であった。

三、月並御状箱便

江戸・徳山間の書状の送達については、正徳元年（一七一二）六月初めて実施された五ヵ年間の僕約令の中で、「江戸・徳山間の書状は、毎月三度の飛脚のほかはいつさい受付けない」とされた。同主旨の僕約令は藩再興後も享保二年以来、五ヵ年ずつに区切って前後一五ヵ年間連続的に発令された。

その実状を享保二三年の「御藏本日記」にみる。例えば、江戸発の場合は、「江戸七月十二日大阪同」二十七日仕出月の日程通知（後出）

享保二五年二月七日辰中刻発駕	同 三月一日着府 所要日数 四日
同 九月二三日江戸発の飛脚便による殿様下向	同 九月二六日江戸発駕 一〇月二〇日徳山着

予定、予定日数二四日。実際には殿様風疹による伏見滞留の為、徳山着は三〇日であった（享保七年から同

並御状箱、胴子の重郎左衛門積下り八月八日着。徳山発の場合は、「五月七日江戸大坂え月並御仕出御状箱、灘一丸を以」とある。八月分の江戸発便の徳山着の状況は、

江戸仕出	大坂仕出	徳山着
八月三日	同一七日	
八月一三日	同二一日	同二六日
八月二二日	九月七日	九月三日
		同一五日

の通りで、所要日数は、平均二一日である。

徳山発着はいずれも舟便で、徳山浦孫兵衛船・徳山浦長八船・灘一丸・胴子の重郎左衛門等とあり、大坂・徳山間は舟便であったことがわかる。江戸・大坂間は、前記の如く「三度の飛脚」とあるから、陸路の飛脚便であったと思われる。

四、雇切日用飛脚

「毎月三度の飛脚のほかはいっさい受付けない」といつても、お家の大事に関する急用は特別で、「^(注4)雇切日用(日雇・日傭)飛脚」によって達せられた。その実情を「御藏本日記」の享保一三年及び一五年分にみる。

例えば、享保一三年五月一七日の記録

「江戸五月五日御仕出雇切飛脚、大坂同十二日午刻仕出、西国路五日切の御状箱指下し今昼七ツ時着、二時

第2表 江戸・徳山間雇切日用飛脚所要日数

用件	指定日数	江戸仕出日	大坂仕出日	徳山着日	所要日数
神田橋見附御番下命	10日切か (前出)	享保13年5月5日	5月12日	5月17日 昼七ツ時(16時)	12日
※参向之勅使馳走役下命見附番御免	12日切 時廻し	同 13年6月22日	6月28日	7月4日 申刻(16時)	12日
殿様御参府之御礼言上	12日切	同 15年3月17日	3月23日	3月28日 夜五ツ時(20時)	12日
神田橋御門番下命	10日切	同 15年3月21日	3月26日 子ノ刻(24時)	4月1日 昼	10日
殿様下向の予定通知 (前出)	10日切	同 15年9月27日	10月1日	10月7日 夜	10日

徳山発は、享保15年4月21日・「内証急用」・12日切・深江屋三郎兵衛渡のみである。

※備考 勅使は、中山前大納言・蘭前大納言

(四時間)遅着也・・・(用件は神田橋脇附御番下命)・・・

右雇切東海道大井川満水ニ付大坂迄遅着、大坂より徳

山迄五日時廻し日用飛脚・・・玖波にて落馬仕由にて

彼地より替之者雇かへ差越申に・・・」

享保一五年の同用件の雇切飛脚は、東西一〇日切で出さ

れているから、本来一〇日切の飛脚が大井川の満水、途中の落馬事故により一日と四時間遅れで到着したものである。尚「時廻し」とは、一日の区切りを出発の時刻とするということであろう。

前記二年分の実績は第2表の通りである。

五、御家老始御家頼中大小共早追飛脚御勘渡銀定

付 德山より江戸迄組付飛脚定

「常用袖鏡」記載の各種「定」の中に標題の「定」として、享保から宝曆迄の約三〇年間の実例六件が記載されている。いずれも宝曆七丑八月徳山御米銀方難波庄兵衛及び同年九月江戸御米銀方小川牧左衛門の帳から転記されたものであるが、これにより家臣による飛脚は、如何なる場合何日切で出されたか、また支給された旅費等を知ることができることである。

家老による飛脚の場合の記載要領のみを例示し、その内容を他の場合と併せて表示する。(第3表)

一銀六百六十二匁六分六厘

粟屋丹宮殿

(内訳後出につき省略)

右之通御勘渡被仰付候以上

留所役人

大多和弥兵衛 戊・

二月十五日

江戸御米銀方役人當ル

右 長門守様御病氣御滞

被遊候ニ付、江戸被仰越候粟屋

丹宮殿江戸え被差越候、徳山より

陸道中継馬壹匹、通駕一挺並

上下四人路料催相御扶持方

御付組付一人十日切御定御勘渡

銀御扶持方前書之通、於

御在所勘渡被仰付候。御付人

片岡組三太夫、直様江戸え差

留候而丹宮殿御下り之節は

其元組付御付可被成候処如件

徳山御藏本御兩人役名判

第3表 御家老始御家頼中大小身共早追飛脚御勘渡銀御定

用件	使者	行先	所要日数	路 料	馬銀注(6)	駕賃	催相銀注(7)	合 計
長門守病 気滞留に 付き江戸 え報告	粟屋丹宮 供上分1人 下分2人	徳山 ～ 江戸	戊2月15日発 2月晦日着 15日	156匁 上分48匁×2 下分36匁×2	160匁 (本馬) 継馬1匹 荷物付馬	320匁 4人肩通駕 80匁×4	26匁6分6厘 上下4人16日分 1ヵ月12匁5分	662匁6分6厘
	同上付人 片岡組 三太夫		2月15日発 10日切	36匁	51匁6	30匁 (御心付)		117匁6分
	大野儀兵衛 供下分1人		2月19日発 10日切	84匁 上分	160匁		10匁 12日分	254匁
	付人1人		10日切		下分 規定通(第4表)			117匁6分
長門守江戸にて死 去の報告	中小姓 藤井太兵衛	江戸 ～ 徳山	享保16年 9月13日発 10日切	48匁	106匁6 分6厘			154匁6分6厘
	御徒士 井村清左衛門		同上	48匁	軽尻馬＝ 本馬の%			154匁6分6厘
注(5) 慈徳院江戸にて死 去の報告	池田左内 下分2人は 病氣不供	江戸 ～ 徳山	宝暦7年 8月14日発 10日切	48匁	160匁			208匁
	御付組付1人				10日切期日内到着に付褒美10匁加算して			127匁6分
	御付鍔持荒 仕子1人			同上				127匁6分
慈徳院法 名の報告	伊ヶ崎 甚左衛門	徳山 ～ 江戸	14日切	48匁	106匁6 分6厘			154匁6分6厘
	下分2人病氣			14日切規定通				78匁4分4厘
	御付組付1人		12日切	48匁	106匁6 分6厘			154匁6分6厘
	熊谷半弥		12日切		12日切規定通			101匁2分8厘
	御付組付1人		12日切					101匁2分8厘
	荒仕子1人							

上分;土席の者

下分;卒席の者

(参照 德山市史上 S46版 P.245)

江戸勘場役へ当ル

栗屋木工判

桜井甚太夫殿

尚、この件について、萩本藩第五代藩主吉元（宝永四年一〇月（一七〇七）襲封。徳山藩との関係は、市史「徳山藩の改易と再興」の章に詳述）が、長門守であつた享保九年七月から同一六年九月一三日（死去）の間の、戊の年一三年と戊の年一五年の「御藏本日記」を閲覧したが、両年共該当する記録は見当らなかつた（長門守の動静は、逐一記録されている）。家老が飛脚に立つほどの大事を「日記」に記録しないということはないであろうから、「袖鏡」の記録に誤りがあるのであろう。後日、日を得て「日記」の閲覧範囲を広げてみたい。

前項の「雇切日用飛脚」も本項の飛脚も最短日切は、同じく一〇日である。プロによる駅伝と同じスピードで達した人々の苦労の程が察せられる。

付 德山より江戸迄組付飛脚定

早追飛脚で活躍しているのは、「付人・御付組付・御付荒仕子・御付鐘持荒仕子」といわれる人々である。身分の上では、下分は卒席に属する足軽・中間・荒仕子で、馬廻組・中小姓組に直属した人々である。享保一五年三月二六

第4表 徳山より江戸迄組付飛脚定

指定日数	路 料	馬 銀	心付	褒 美	合 計
10日切	36匁	51匁 6分	30匁	(20匁)	117匁 6分
	大坂・京都 5日切半分	同左	大坂えは 無	(付人10匁)	
11日切	36匁 大坂半分	46匁 4分 4厘 同左	27匁	(15匁)	109匁 4分 4厘
12日切	36匁 大坂半分	41匁 2分 8厘 同左	24匁		101匁 2分 8厘
14日切	36匁 大坂半分	28匁 4分 4厘 同左	14匁		78匁 4分 4厘
15日切	36匁 大坂半分	22匁 同左	13匁		71匁
16日切	36匁 大坂半分	15匁 6分 同左	12匁		63匁 6分

褒美は刻限内に到着のとき支給される

日の「御藏本日記」に「組外足輕飛脚中間、向後ハ小飛脚被仰付」とあることから、卒席の中で大飛脚の任に当れるのは組付の人々の特権であったと思われる。組付飛脚の日切別諸手当の支給額を、表に表すと第4表の通りである。

おわりに

以上、徳山藩再興初期の徳山・江戸間の、今日風の言葉でいえば、情報伝達の事情を紹介したが、「早追飛脚」の項は別にして、他の項については、わずかに一年分の「御藏本日記」を資料しただけであるので、研究不足のそしりを免れ得ないであろう。「御藏本日記」は山口文書館に保管されているので、徳山からの閲覧には、やや不便であることを研究不足の言いわけとしたい。

注

- (1) 第一便殿中刃傷（元禄一四年三月一四日午前一時頃）の通知 早水藤左衛門・萱野三平午後二時頃発、一九日朝五時頃着、所要時間四日一五時間。第二便切腹の通知 原惣右衛門・大石瀬左衛門一九日夜着。里数一五五里（中央公論社「日本の歴史 一六」参考）
- (2) 「徳山藩御藏本日記」 元禄元年から明治元年迄の日記 山口県文書館所管
- (3) 「常用袖鏡」 天明・寛政頃に徳山藩士の誰かが藩の諸規定等を編集した手控帳。「万心得手控帳」ともある。筆者所蔵
- (4) 「雇切日用（日雇）飛脚」 所謂「定飛脚・三度飛脚」

（京・大坂・江戸間を旬日のうち三日の定日を定め、月九回、送受を行った）ではなく、特別仕立ての飛脚であろう。「定飛脚」の日切は、普通「六日切」（定六）であった。

(5) 「慈徳院」 徳山藩第五代藩主広豊の長男広矩・宝暦七年八月一四日卒於江戸二五才・慈徳院殿仁懲道忠大居士
(6) 「馬銀」 本馬（ほんま）宿場の駄馬の一駄として定められた日方三六貫目、またその馬。轡尻馬（からじり）主に人を乗せるもの。手荷物五貫目迄。

(7) 「催相銀」 支度金及び在勤手当に相当するものか？
「西国路御勘渡定」に「催相銀 一人ニ付、十二匁五分ツツ 但御国元出足日より御勘渡、江戸下り候年より五ヶ年之内應分限現人數へ御勘渡……」とあり、旅役の際分限に応じた人數前の金額が、帰國後五カ年間に渡つて分割して支払われたのではなかろうか。

尚、「旅役之節應分限人數定」は、次の通り。

御徒士より七四石迄上下二人
七五石より一九石迄上下三人
一三〇石より一九〇石迄上下四人
以上五〇石増每に下人一人増

（平成元年九月一六日例会発表）